

◎新潟県訓令第12号

本 庁  
地 域 機 関

令和4年度の組織改正に伴う関係訓令の一部を改正する訓令を次のように定め、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

令和4年度の組織改正に伴う関係訓令の一部を改正する訓令  
(新潟県公印規程の一部改正)

**第1条** 新潟県公印規程(昭和31年8月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(公印の種類)</p> <p><b>第2条</b> 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 部長印(知事政策局長印、環境局長印、防災局長印、交通政策局長印及び出納局長印を含む。以下同じ。)</p> <p>(6)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の管理)</p> <p><b>第4条</b> 公印の管理に関する事務は、次に掲げるとおりとし、<u>総務部法務文書課長</u>(以下「法務文書課長」という。)が、その事務を総括するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 公印の管理に関する事務(公印の登録を除く。)は、次の表の左欄に掲げる公印についてそれぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が処理するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">知事印</td> <td style="width: 50%;">法務文書課長及び部局 (<u>総務部</u>を除く。)の 主管課長</td> </tr> <tr> <td>知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 (<u>総務部長印</u>に限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長印 (<u>総務部長印</u>を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	知事印	法務文書課長及び部局 ( <u>総務部</u> を除く。)の 主管課長	知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 ( <u>総務部長印</u> に限る。)	(略)	(略)		部長印 ( <u>総務部長印</u> を除く。)	(略)	(略)		<p>(公印の種類)</p> <p><b>第2条</b> 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 部長印(知事政策局長印、防災局長印、交通政策局長印及び出納局長印を含む。以下同じ。)</p> <p>(6)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の管理)</p> <p><b>第4条</b> 公印の管理に関する事務は、次に掲げるとおりとし、<u>総務管理部法務文書課長</u>(以下「法務文書課長」という。)が、その事務を総括するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 公印の管理に関する事務(公印の登録を除く。)は、次の表の左欄に掲げる公印についてそれぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が処理するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">知事印</td> <td style="width: 50%;">法務文書課長及び部局 (<u>総務管理部</u>を除く。)の 主管課長</td> </tr> <tr> <td>知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 (<u>総務管理部長印</u>に限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長印 (<u>総務管理部長印</u>を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	知事印	法務文書課長及び部局 ( <u>総務管理部</u> を除く。)の 主管課長	知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 ( <u>総務管理部長印</u> に限る。)	(略)	(略)		部長印 ( <u>総務管理部長印</u> を除く。)	(略)	(略)	
知事印	法務文書課長及び部局 ( <u>総務部</u> を除く。)の 主管課長																				
知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 ( <u>総務部長印</u> に限る。)	(略)																				
(略)																					
部長印 ( <u>総務部長印</u> を除く。)	(略)																				
(略)																					
知事印	法務文書課長及び部局 ( <u>総務管理部</u> を除く。)の 主管課長																				
知事職務代理者印、県印、副知事印、部長印 ( <u>総務管理部長印</u> に限る。)	(略)																				
(略)																					
部長印 ( <u>総務管理部長印</u> を除く。)	(略)																				
(略)																					

(新潟県現場事務所等設置規程の一部改正)

**第2条** 新潟県現場事務所等設置規程(昭和36年4月新潟県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正

後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名称 位置	名称 位置
(略)	(略)
<u>総務部法務文書課歴</u> (略)	<u>総務管理部法務文書</u> (略)
<u>史公文書室</u>	<u>課歴史公文書室</u>
<u>環境局資源循環推進</u> <u>上越市柿崎区柿崎6405番地</u>	<u>県民生活・環境部男</u> <u>新潟市中央区上所2丁目2</u>
<u>課上越分室</u>	<u>女平等社会推進課男</u> <u>番2号</u>
(略)	<u>女平等推進相談室</u>
(略)	(略)
(略)	<u>土木部技術管理課津</u> <u>東蒲原郡阿賀町津川1861番</u>
(略)	<u>川駐在所</u> <u>地1</u>
(略)	(略)
(略)	<u>出納局管理課佐渡分</u> <u>佐渡市相川二丁目浜町20番</u>
(略)	<u>室</u> <u>1</u>
(2) 地域機関関係のもの	(2) 地域機関関係のもの
名称 位置	名称 位置
(略)	(略)
新発田地域振興局健康福祉環境部下越動物保護管理センター	新発田地域振興局健康福祉環境部下越動物保護管理センター
<u>新発田地域振興局農</u> <u>村上市田端町6番地25</u>	
<u>業振興部村上駐在所</u>	
(略)	(略)
新発田地域振興局地域整備部胎内分室	新発田地域振興局地域整備部胎内分室
<u>新潟地域振興局農林</u> <u>新潟市西蒲区赤鎗1285番地</u>	
<u>振興部巻駐在所</u> <u>1</u>	
(略)	(略)
長岡地域振興局農林振興部小千谷分室	長岡地域振興局農林振興部小千谷分室
<u>長岡地域振興局農林</u> <u>柏崎市三和町5番地55</u>	
<u>振興部柏崎駐在所</u>	
長岡地域振興局地域整備部刈谷田分室	長岡地域振興局地域整備部刈谷田分室
<u>南魚沼地域振興局農</u> <u>魚沼市大塚新田91番地4</u>	
<u>林振興部魚沼駐在所</u>	
<u>南魚沼地域振興局農</u> <u>十日町市妻有町西2丁目1</u>	
<u>林振興部十日町駐在所</u>	
(略)	(略)
上越地域振興局健康福祉環境部上越動物保護管理センター	上越地域振興局健康福祉環境部上越動物保護管理センター
<u>上越地域振興局農林</u> <u>糸魚川市南押上1丁目15番</u>	
<u>振興部糸魚川駐在所</u> <u>地1</u>	
(略)	(略)

(略)	工業技術総合研究所 加茂市幸町2丁目2番2号 県央技術支援センター 一加茂センター (略)
-----	--

(新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

**第3条** 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令(昭和39年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<b>第9号様式</b> (第34条関係) 物品損傷等報告書  (略) <u>総務部長</u> 様 (略)	<b>第9号様式</b> (第34条関係) 物品損傷等報告書  (略) <u>総務管理部長</u> 様 (略)

(新潟県統計報告調整規程の一部改正)

**第4条** 新潟県統計報告調整規程(昭和41年11月新潟県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(調整会議) <b>第3条</b> (略) 2 調整会議は、 <u>総務部長</u> 並びに各部の主管課の課長及び統計課長をもつて組織し、 <u>総務部長</u> が必要と認めるときは、関係課長を加えることができる。 3 <u>総務部長</u> は、調整会議を招集し、これを主宰する。この場合において、 <u>総務部長</u> に事故があるときは、 <u>総務部長</u> があらかじめ指名する課長がその職務を代行する。 4 (略) 5 調整会議の庶務は、 <u>総務部統計課</u> において処理する。	(調整会議) <b>第3条</b> (略) 2 調整会議は、 <u>総務管理部長</u> 並びに各部の主管課の課長及び統計課長をもつて組織し、 <u>総務管理部長</u> が必要と認めるときは、関係課長を加えることができる。 3 <u>総務管理部長</u> は、調整会議を招集し、これを主宰する。この場合において、 <u>総務管理部長</u> に事故があるときは、 <u>総務管理部長</u> があらかじめ指名する課長がその職務を代行する。 4 (略) 5 調整会議の庶務は、 <u>総務管理部統計課</u> において処理する。

(新潟県知事の事務部局職員等に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部改正)

**第5条** 新潟県知事の事務部局職員等に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程(昭和46年12月新潟県訓令第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<u>総務部総務事務センター</u>	<u>総務管理部総務事務センター</u>

(新潟県公害苦情相談員規程の一部改正)

**第6条** 新潟県公害苦情相談員規程(昭和47年3月新潟県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
環境局 地域振興局  (相談員) <b>第2条</b> 相談員は、次に掲げる者をもつてこれに充	県民生活・環境部 地域振興局  (相談員) <b>第2条</b> 相談員は、次に掲げる者をもつてこれに充

<p>てる。</p> <p>(1) <u>環境局環境対策課環境保全係</u>の係長、主査及び主任</p> <p>(2) (略)</p> <p>(報告)</p> <p><b>第3条</b> 相談員は、法第49条第2項各号に掲げる事務（重要なものに限る。）を行つた場合は、速やかに前条第1号に掲げる者にあつては<u>環境局長</u>、同条第2号に掲げる者にあつては<u>地域振興局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 地域振興局長は、前項の規定により報告（重要なものに限る。）を受けた場合は、速やかに、その旨を<u>環境局長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>てる。</p> <p>(1) <u>県民生活・環境部環境対策課環境保全係</u>の係長、主査及び主任</p> <p>(2) (略)</p> <p>(報告)</p> <p><b>第3条</b> 相談員は、法第49条第2項各号に掲げる事務（重要なものに限る。）を行つた場合は、速やかに前条第1号に掲げる者にあつては<u>県民生活・環境部長</u>、同条第2号に掲げる者にあつては<u>地域振興局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 地域振興局長は、前項の規定により報告（重要なものに限る。）を受けた場合は、速やかに、その旨を<u>県民生活・環境部長</u>に報告しなければならない。</p>
--	---

(新潟県物価監視班設置規程の一部改正)

**第7条** 新潟県物価監視班設置規程（昭和49年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(監視班の編成)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監視班に班長を置き、<u>総務部長</u>の職にあるものをもつてこれに充てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 監視班の庶務は、<u>総務部</u>県民生活課が所管する。</p>	<p>(監視班の編成)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監視班に班長を置き、<u>県民生活・環境部長</u>の職にあるものをもつてこれに充てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 監視班の庶務は、<u>県民生活・環境部</u>県民生活課が所管する。</p>

(新潟県防火等管理規程の一部改正)

**第8条** 新潟県防火等管理規程（昭和49年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(被害状況の報告)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 主管部局長は、前項の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、その旨<u>総務部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(被害状況の報告)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 主管部局長は、前項の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、その旨<u>総務管理部長</u>に報告しなければならない。</p>

(建設工事執行規程の一部改正)

**第9条** 建設工事執行規程（昭和49年8月新潟県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第3条</b> この規程で、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局の部等 <u>地域振興局の部</u>（<u>児童・</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第3条</b> この規程で、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局の部等 地域振興局の部（新潟地</p>

障害者相談センター、新潟地域振興局新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所並びに上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所を含む。)並びに長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務所並びに流域下水道事務所をいう。

(7)～(19) (略)

(適用除外)

**第51条** この訓令は、当分の間地域振興局（農林振興部、農業振興部、農村整備部、農林水産振興部、地域整備部（総務課を除く。）、新潟地域振興局新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所、上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所、長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務所を除く。）及び地域振興局以外の地域機関（流域下水道事務所を除く。）については適用しない。

2 (略)

域振興局新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所並びに上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所を含む。)並びに長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所及び地域整備部上越東維持管理事務所並びに流域下水道事務所をいう。

(7)～(19) (略)

(適用除外)

**第51条** この訓令は、当分の間地域振興局（企画振興部、県税部、健康福祉部及び健康福祉環境部に限る。）及び地域振興局以外の地域機関（流域下水道事務所を除く。）については適用しない。

2 (略)

(新潟県庁ヘリポート管理規程の一部改正)

**第10条** 新潟県庁ヘリポート管理規程（昭和60年11月新潟県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前								
<p>(管理責任者)</p> <p><b>第2条</b> ヘリポートの管理は、庁舎管理規則第2条第1項の規定により総務部長がヘリポート管理責任者（以下「管理責任者」という。）として、これを行うものとする。</p> <p>別記様式（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県庁ヘリポート使用申請書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務部長 様</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>総務部長</b></td> </tr> </table>	新潟県庁ヘリポート使用申請書	(略)	新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務部長 様	<b>総務部長</b>	<p>(管理責任者)</p> <p><b>第2条</b> ヘリポートの管理は、庁舎管理規則第2条第1項の規定により総務管理部長がヘリポート管理責任者（以下「管理責任者」という。）として、これを行うものとする。</p> <p>別記様式（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県庁ヘリポート使用申請書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務管理部長 様</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>総務管理部長</b></td> </tr> </table>	新潟県庁ヘリポート使用申請書	(略)	新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務管理部長 様	<b>総務管理部長</b>
新潟県庁ヘリポート使用申請書									
(略)									
新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務部長 様									
<b>総務部長</b>									
新潟県庁ヘリポート使用申請書									
(略)									
新潟県庁ヘリポート管理者 新潟県総務管理部長 様									
<b>総務管理部長</b>									

(新潟県職員研修規程の一部改正)

**第11条** 新潟県職員研修規程（平成元年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所属長の責務)	(所属長の責務)

**第3条** 本庁の課長、室長及びセンター長並びに地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。）の長（地域振興局にあつては、部長、児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下「所属長」という。）は、職員に対し、研修を受ける機会を公平に与えるよう努めなければならない。

（研修実施計画）

**第13条** 所長は、毎年度の研修所研修について、総務部長と協議の上、実施計画を作成しなければならない。

2 （略）

（受講の取りやめ）

**第16条** （略）

2 （略）

3 所長は、研修生に受講の取りやめを命じたときは、その旨を速やかに総務部長に報告するとともに、所属長に通知しなければならない。

（報告等）

**第20条** （略）

2 所長は、研修が終了したときは、その都度結果を総務部長に報告するとともに、依頼を受けた他の任命権者に通知しなければならない。

**第3条** 本庁の課長、室長及びセンター長並びに地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。）の長（地域振興局にあつては、部長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下「所属長」という。）は、職員に対し、研修を受ける機会を公平に与えるよう努めなければならない。

（研修実施計画）

**第13条** 所長は、毎年度の研修所研修について、総務管理部長と協議の上、実施計画を作成しなければならない。

2 （略）

（受講の取りやめ）

**第16条** （略）

2 （略）

3 所長は、研修生に受講の取りやめを命じたときは、その旨を速やかに総務管理部長に報告するとともに、所属長に通知しなければならない。

（報告等）

**第20条** （略）

2 所長は、研修が終了したときは、その都度結果を総務管理部長に報告するとともに、依頼を受けた他の任命権者に通知しなければならない。

（新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正）

**第12条** 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成7年3月新潟県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<u>総務部</u> 出納局 地域振興局	<u>総務管理部</u> 出納局 地域振興局